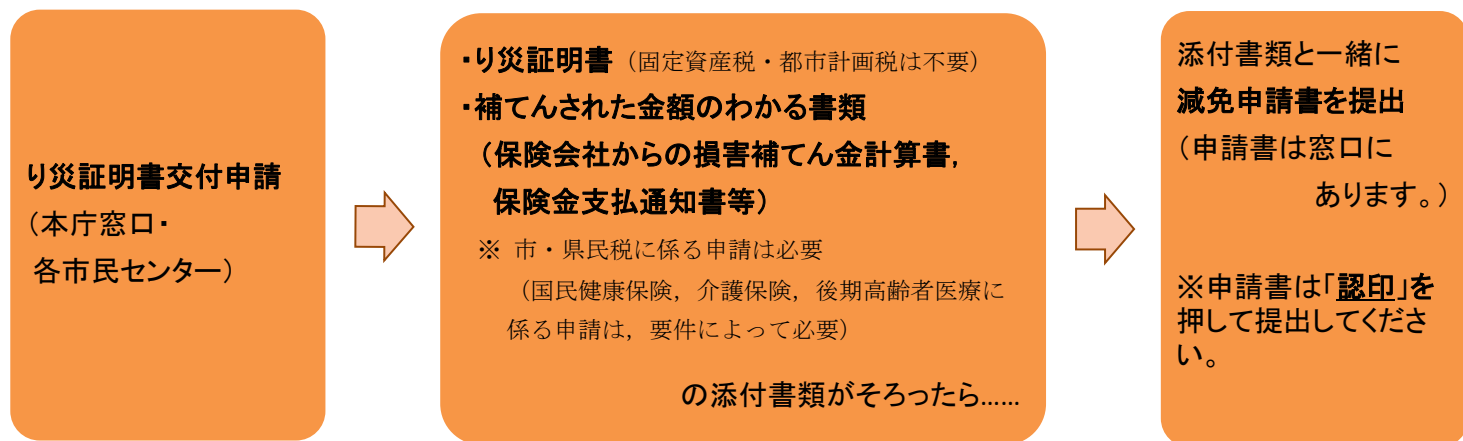


平成30年7月豪雨により被災された方へ ～ 市税・保険料・利用料等「減免のお知らせ」～

このたびの大雨により被災された方におかれましては、心より御見舞い申し上げます。
呉市では、り災状況に応じて市税・保険料・利用料等の減免適用を受けていただける申請を、各担当課窓口及び各市民センターにて受付けておりますので、御利用ください。



減免制度の概要, お問い合わせ先は, 次のとおりです。

税金関係

【固定資産税・都市計画税】 資産税課 TEL:(0823)25-3216

床上浸水または家屋・土地の20%以上に被害がある場合, 平成30年度第2期分から減免します。
減免申請に際し, り災証明書の添付は不要です。
※減免の対象となるのは, 平成30年度分の税額です。

【市・県民税】 市民税課 TEL:(0823)25-3193

居住している住宅又は家財の損害金額(※)が, その住宅又は家財の価格の10分の3以上である方(床下浸水は非該当)で, 平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は, 平成30年度分の税額を減免します。

普通徴収は平成30年度第2期分から, 給与特別徴収・年金特別徴収は平成30年度8月分からが対象となります。

(※)損害金額は, 保険金等による補てん金額を差し引いて算定します。

- (添付書類)
- ・り災証明書 (写し可)
 - ・保険金等により補てん金額のわかる書類 (保険金支払通知書等)

※災害によりお亡くなりになった場合や障害者となった場合も減免します。市民税課へお問い合わせください。

福祉関係

【添付書類】

- ① り災証明書(写し可)
- ② 補てんされた金額のわかる書類(保険金支払通知書等)

※ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に係る申請で、要件によっては②の添付が必要な場合があります(住家の損害の場合は、不要)。

【国民健康保険料】 保険年金課 TEL:(0823)25-3153

災害により、住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受けた損害額(保険金等により補てんされた額を除く。所得による制限あり。)が資産の20%以上の場合、災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を12.5~100%までの割合で減免します。住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合は、平成31年4月~令和元年6月までに相当する保険料も減免します。

【後期高齢者医療保険料】 保険年金課 TEL:(0823)25-3156

災害により、住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合、災害が発生した月から1年間の保険料全額を月割で減免します。

【介護保険料】 介護保険課 TEL:(0823)25-3176

災害により、住家の全壊(全額)、半壊・床上浸水(半額)、生計維持者の死亡・傷病など、一定の要件に該当する場合、災害が発生した日から1年以内の納期に係る保険料を減免します。

【介護サービス利用料】 介護保険課 TEL:(0823)25-2626

災害により、住宅の全半壊・床上浸水、生計維持者の死亡・傷病など、一定の要件に該当する場合、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、介護サービス費に係る利用者負担額(食費、居住費(滞在費)、日常生活費用等を除く。)を免除します。※平成31年1月1日以降の利用は、市が発行する免除証明書が必要となります(令和元年6月末まで)。

【障害福祉サービス等利用者負担額】 障害福祉課 TEL:(0823)25-3135

自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間、利用者負担額を免除します。

【保育所等利用者負担金】 子育て施設課 TEL:(0823)25-3144

自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間、保育料の全額または一部を免除します。

【放課後児童会分担金】 子育て支援課 TEL:(0823)25-3254

自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、り災証明書の提出により、被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間、分担金を免除します。

※ 令和元年5月31日現在の制度内容です。

詳しい内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

市税・保険料・利用料等のご納付が難しい場合は、ご相談ください。